

経費の意味もある。

- (7) 入己 公金を私腹に入れること。
- (8) 福建懷安県：強劫す (一〇一一二) (一一二二二) 参照。
- (9) 蔡璟等：蟒竜の衣服を造る (一〇一一七) 参照。
- (10) 馬怡世 不詳。(二七一九)によれば王舅。首里馬氏の出身か。

1-01-26

皇帝より国王尚真へ、派遣の人員に違法の行爲のないよう人選に留意を求める勅諭(一四八二、五、六)

皇帝、琉球国中山王尚真に勅諭す。

近ごろ、王、使臣梁<sup>①</sup>応を遣わし進貢して京に至らしむ。誠意を備悉し、礼を以て無して還<sup>②</sup>すを除くの外、然るに、事有り、王に与えて言わん。曰者、海外の諸国、並びに西域の番王等の差来せる人員、往往にして沿途に多く船馬を討<sup>③</sup>め、貨物を夾帶し、私塩を装載し、人口を収買し、飲酒撒<sup>④</sup>潑し、馱<sup>⑤</sup>通を騷擾し、違<sup>⑥</sup>うの事、一端に止<sup>⑦</sup>まるのみに非ず。各々該巡撫・巡按<sup>⑧</sup>・守土<sup>⑨</sup>等の官、屢々章もて陳奏すらく、国法に依りて之を治せんと欲するも、念<sup>⑩</sup>うに遠人に係わる。法を以て之を治せざらんと欲すれば則ち中国の人、其の害を被る、等の因あり。朕<sup>⑪</sup>惟<sup>⑫</sup>うに、已往は必ずしも追究せざるも、将来は猶お開諭す可し。今後、王の人を差<sup>⑬</sup>わして来貢せしむるに、須らく大体を曉知し、礼法を遵守する通事の番人、起<sup>⑭</sup>毎

に一、二名を選択するを要すべし。夷<sup>⑮</sup>伴を量りて厳しく戒飭を加え、往回<sup>⑯</sup>に小心し分に安じ、前項の非<sup>⑰</sup>を<sup>⑱</sup>作<sup>⑲</sup>さしむる母<sup>⑳</sup>く、以て奉使の礼を尽くし、以て納<sup>㉑</sup>款<sup>㉒</sup>の<sup>㉓</sup>忱<sup>㉔</sup>を<sup>㉕</sup>伸<sup>㉖</sup>ぶれば、王の国の人、以て保全を得、朕の中国の守臣等、煩擾を免るるを得て、彼此<sup>㉗</sup>兩<sup>㉘</sup>つながら有益たるに庶<sup>㉙</sup>からん。王、其れ朕の至懷を体せよ。故に諭す。

広運

成化十八年(一四八二)五月初六日

之宝

注 (1) 梁<sup>①</sup> 応 「明実録」成化十八年三月辛巳の条に入貢の記述がある。

(2) 撒<sup>②</sup> 潑 乱暴する。

(3) 巡<sup>③</sup> 按 巡按御史。各省に地方行政の監査のために派遣される監察御史。

(4) 守<sup>④</sup> 土 地方官。

(5) 起<sup>⑤</sup> 組、群になったものをかぞえる数詞。

(6) 夷<sup>⑥</sup> 伴 夷人の人伴。ここでは琉球側の人伴。

(7) 小<sup>⑦</sup> 心 留意する。

(8) 納<sup>⑧</sup> 款 外国や異民族が友好を申し入れること。

1-01-27

皇帝より国王尚真へ、立太子に際しての頒賜の勅諭

(一四八二、五、六)

皇帝、琉球国中山王尚真に勅諭す。